

# 「もしも」の広場



VOL.3

○お葬式の意味  
○ヘコラム  
○友を送る  
○『公的な手続き(受給申請)』

先日、数年前に大切な子供さんを交通事故で亡くされたアナウンサーの方の講演を聞きました。突然大切な我が子を失った母親の気持ちは計り知れないものです。私は講演の中で触れておられた「気持ちの移り変わり」を聞いて、ご遺族様の心情を学ばせていただきました。

最初に亡くなつたという知らせを聞いたとき、「何かの間違いだ。間違いであつてほしい。でも本当のことだったらどうしよう」と、「悲しみ」よりも「信じたくない。信じられない」という気持ちであったそうです。

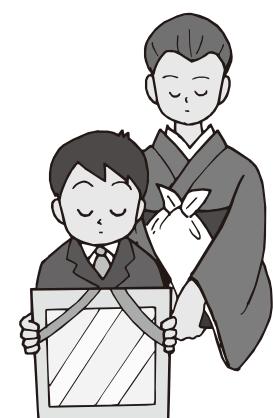
そして初めて「遺体と対面し、冷たくなつた体に触れて思つたことは、「他の子は生き返らなくとも、うちの子は違う。今に

最後には、幽霊としてでも逢えないわが子に「夢でもいいから出てきて」と願つたそうです。

「死」は、それが身近で大切な人であればあるほど受け入れ難いものだと思います。冷たい体のご遺体に触れて「死」を

という「死」を一旦認めた上で、改めて「死を否定する」心情になつていきました。

さらにお葬儀が終わり、火葬めざるを得ない気持ちになつていきます。しかしそれでも「幽霊になつてもいいから目の前に現れてほしい」と望んだそうです。



## 『お葬式の意味』

認めたとしても、「受け入れる」ことには時間要するものです。

「死」を受け入れられないことは、自然な心情です。無理に受け入れる必要はないと思します。時間をかけて、ゆっくりと受け入れていけばよいのです。でも、もし全く受け入れられなかつた場合、悲しみから立ち直ることが出来ず、心身の病気になってしまいます。

として断固否定したいと思します。

お葬式は必要なものです。

ご遺体を火葬するまでの時間は、故人のことを想い、様々な思い出を振り返り、参列した多くの方々から励ましの言葉を頂くとともに凝縮されたときなのです。こうした別れの時間を過ごすことで「死」を受け入れる第一段階を越えていけるのだと思います。そして、後悔のないお葬式をしたことは、その後何度も押して寄せてくる寂しさや不安と「死」アがお葬式について取り上げるようになり、中には「お葬式は最近ではいろいろなマスメディ



必要ない」と言い切る人も現れました。確かに「形だけ」のお葬式や、「豪華にするだけ」のお葬式の時代は去りつつあるのだと感じますが、お葬式自体を「知らないものである」と切り捨てるのは、多くの方のお別れに携わり、その意義を知る者

## ヘコラム

### 『わざわざ遠くまで足を運んだのに、葬式のときは、記帳だけで、返礼品がなかつたんですよ!』

知り合いの通夜と葬儀に参列したある方の言葉です。

この方は通夜に香典を持参したところ、返礼品を受け取りました。しかし、葬儀にはお参りだけをしたところ、何の返礼品もなく記帳だけだったということのよう

です。

葬儀の際の返礼品には、香典の有る無しにかかわらず通夜に来ていただいた方へのお礼として「通夜菓子」が、葬儀に来ていたいただいた方へのお礼として「会葬御礼」があります。さらに、香典をいたいただいた方へ、後日香典返しをする手間が省けるからとその日のうちに返しをする「当日返し」があります。

この方の参列した葬儀では、「当日返し」だけしか準備していなかつたため、冒頭のような受け取り方にになってしまったようです。



葬儀の際の返礼品には、香典の大さを受けていくときの大きな支えになるのです。

時代の流れと共に、人々のお葬儀に際する考え方も変化していくものだと思います。しかし、いつの時代になつても「大切な方を送る心」は変わらないで欲しくて願っています。

この方の参列した葬儀では、「当日返し」だけしか準備していなかつたため、冒頭のような受け取り方にになってしまったようです。

葬儀の際の返礼品(通夜菓子、会葬御礼、当日返し)に関しては、多種多様の返し方、考え方があります。また、返礼品以外にも葬儀



# 『友を送る』



族の前でご遺体に話しかけな  
も教えてくれんやつた。でも遺  
聞かされたのが昨年の春。自  
由がガンに侵されていると  
したが、友を送るのは初めてで  
した。

肉親を送った経験はありま  
したが、友を送るのは初めてで  
いた人たちに出来るだけ  
以前の仕事仲間を集めて忘年  
会を開きました。二十歳代の  
青春時代を共にすごした仲間  
にも連絡が取れ、いろいろなゲ  
ループが彼を見舞いました。昔  
の記憶を結びかえしながら、  
樂しそうにしている友の姿を  
何度も見ることが出来ました。

先日、私を葬儀の仕事に引き込んだ友を送りました。まだ58歳でした。早朝連絡を受けた私は、妻を伴つて彼の自宅に駆けつけました。

「ご苦労さんやつたな。今からオレが髪を剃つちやる」と声をかけると、彼の奥さんはキヨンとした顔をしていました。

「お前はオレに葬儀のことは何も教えてくれんやつた。でも遺

がら、蒸しタオルを当て髪を剃  
っているお前を見ながら、オレ  
は葬儀に携わる者心構えを  
学んだ。こんなに早くお前の  
髪を剃る日が来るとは……」あ  
とは言葉になりませんでした。



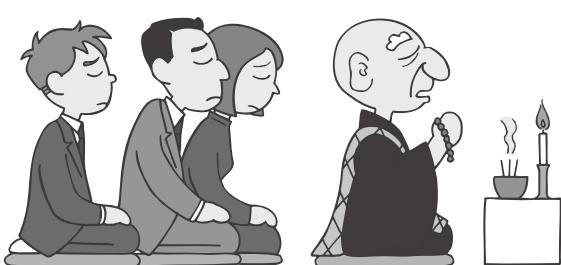
宅のベッドの上での生活になつたのが秋でした。私は親しく極めつけは社長の弔辞でした。「ご苦労であつた……」と押しつぶしたような声に、ハッとして顔を上げると、社長は体を震

わせて泣いているのです。血の通い合つた信頼関係に裏打ちされた弔辞を、参列者は一言も聞き漏らすまいとし、別れの言葉が進むにしたがつてすずり泣く声が広がっていました。

この社長は通夜の後、「明日を仲間と共に一生懸命生きてきたことを物語っていました。なことは性に合わん。ありのままのオレの気持ちをぶちまける」と言つていました。

葬儀は一人の人間が生き、その人生の中で様々な人々と関係を結んできたことを再確認するためのものであり、この社長が言うように「ありのまま」の心と心の結びつきをより強くしていくために行われる大切なことがらなのです。

通夜・葬儀では彼が勤めていた会社の社員がテキパキと動き、社長も海外出張を切り上げ、まるで会社を挙げての葬儀のようでした。式場の内外で彼がかかわった昔の仕事の仲間が「同窓会」をしている様子は、彼がそれぞれの時代



## 『公的な手続き(受給申請)』

創刊号で「葬儀のときよりも、葬儀後の諸手続きが大変煩雑だ」ということを記載しました。今回はその実例と対処方法を述べたいと思います。

### ○健康保険の停止と、葬祭費(埋葬料)の受け取りについて

国民健康保険に加入していた人が亡くなった場合、以下の二つの手続きをします。

一つ目は余分な保険料の徴収をされないよう「保険の停止」をすることです。

二つ目は「葬祭費受給の申請」です。申請できるのは葬儀を執り行つた「喪主」または、それに準ずる方です。手続きは区役所または市町村役場の国民健康保険課でできます。

社会保険・共済保険等加入者死亡の場合も、故人の収入によって生計を維持している遺族で喪主の方に「埋葬料」が支給されます。手続きは管



一つ目は「受給の停止」です。停止の手続きをとらず、死亡後も年金が振り込まれた場合、それは一括して返還しなければならず、その手続きはかなり煩雑です。

二つ目は「未支給年金の受け取り」です。年金は死亡した月の分まで受給できます。

ただし「その方と一緒に暮らしていた配偶者・子供・両親」など一定の条件に見合う方にしか受給資格がありません。

三つ目は、遺族が受け取ることができる「遺族年金等の申請」です。ただし、受給できる種別や金額は故人が加入していた年金の種類・加入年数・遺族(配偶者や子ども)の年齢などによって異なり、また必ずしも全部の方が受け取れるとは限りません。

金などの受け取りについて  
支給年金・遺族年金・死亡時  
合は、以下の三つの手続きをします。

手続きは、国民年金は各市町村役場の年金課、厚生年金等は社会保険事務所で行います。

※「戸籍」を取るときにはご注意を!  
手続きの窓口で「戸籍が必要です」と言われることがあります。ところが、簡単に「戸籍」といつてもいくつかの種類があるのでご用心を。

◇誰の戸籍ですか?(故人?)  
申請者?・家族全員の分?)

◇謄本(全部記載)ですか?  
抄本(項目の抜粋)ですか?

◇原戸籍(生まれたとき)ですか?  
除籍(死亡後)ですか?

本籍が遠方の方は、右記のど  
の戸籍を取り寄せるにしても本  
籍地の役場とやり取りをしな  
ければならず、手続きに時間も  
かかります。必要書類は不備が  
あると受け付けてもらえません。

できれば、事前に担当窓口に連  
絡し、必要書類を確認・準備し  
た上で出向いた方が無難である  
といえます。



## 北九州葬祭業協同組合

事務局 株式会社イフケア北九州内  
北九州市小倉南区葛原5丁目4番20号



0120-207-995

編集責任者:戸高 正郁 編集者:角田 周一・原田貴之・有門 奈美・柳 昌男・松田 伸二 編集事務局:神田 紀久男

### ■組合加盟社

・(株)阿部光林社	tel.093-641-3333	・(有)積善社	tel.093-321-4418
・(有)公益社	tel.093-245-0204	・(有)曾根葬儀社	tel.093-471-6376
・(株)光善社	tel.093-761-2559	・(有)中村組葬儀社	tel.093-941-1411
・(有)小倉丸喜	tel.093-931-4626	・(有)博善社	tel.093-921-1291
・(株)小宮	tel.093-661-4444	・(有)行橋造花店	tel.0930-22-1507

気になっていることがありますらご連絡下さい。ご意見などがありましたらお電話で受け付けております。  
事前相談承っております。